

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、税務大学校熊本研修所において自動販売機による清涼飲料水の販売等を希望する者を下記のとおり公募する。

記

1 公募する事項

税務大学校熊本研修所における自動販売機の設置及び管理業務委託
なお、自動販売機の設置にかかる国有財産使用料を徴収する。

2 使用または収益の許可期間

令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）までとする。

3 公募に参加できる者

公募に参加できる者は、以下の条件を満たしている者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、かつ、希望する営業について適正な契約の履行が確保される者であること。
- (4) 申告所得税及び復興特別所得税又は法人税、源泉所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納税額がないこと。
- (5) 「財務省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に規定する暴力団（排除対象者）等及び公募説明書で定める者でないこと。
- (6) 事業の一部もしくは全部を第三者に委託することなく遂行できること。
ただし、あらかじめ書面により届出を行い、協議の上、当校が承認した場合はこの限りではない。
- (7) その他、業務の遂行上必要とされる法令及び規則を遵守できる者であること。
- (8) 5の公募説明会に参加した者であること。

4 公募説明書等の交付

- (1) 期 間 令和6年10月21日（月）から令和6年10月30日（水） 9時から17時まで
ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。
- (2) 場 所 熊本市東区東本町16番1号 税務大学校熊本研修所 総務係
- (3) その他 期間内に公募説明書等の交付を受けなかった者からの応募は、一切認めない。

5 公募説明会

- (1) 日 時 令和6年10月31日（木）
受付 午前9時30分から午前10時まで 説明会 午前10時から午前11時まで
- (2) 場 所 熊本市東区東本町16番1号 税務大学校熊本研修所 学寮教室
- (3) その他 公募説明会終了後、応募する場合は公募参加申込書及び関係書類を提出する。

6 公募参加申込書及び関係書類の提出期限及び提出先

- (1) 期 限 令和6年11月15日（金）17時 持参又は郵送（必着）
- (2) 提出先 熊本市東区東本町16番1号 税務大学校熊本研修所 総務係

7 選考等

- (1) 選考は、書類審査により行う。
- (2) 書類審査において、公募参加申込書及び関係書類に虚偽の内容の記載及び不備がある場合、当該応募は無効とする。
- (3) 選考結果については、令和6年11月25日（月）までに連絡する。

8 契約書作成の要否
作成を要する。

9 申込書の無効
本公告に示した資格のない者の提出した申込書は無効とする。

10 照会先
熊本市東区東本町16番1号
税務大学校熊本研修所 総務係 古賀
連絡先 096-368-4171（内線51）

以上、公告する。

令和6年10月21日

分任契約担当官
税務大学校熊本研修所
幹事 有馬 康次